

平成 3 0 年 第 3 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成30年第3回京丹波町議会臨時会

平成30年10月24日(水)

開 会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車(救助資機材搭載型)
購入契約について
- 第5 議案第72号 平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につい
て
- 第6 議案第73号 京丹波町営土地改良事業の施行について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(15名)

- 1番 岩 田 恵 一 君
- 2番 野 口 正 利 君
- 3番 坂 本 美智代 君
- 4番 東 まさ子 君
- 5番 村 山 良 夫 君
- 6番 谷 山 眞智子 君
- 7番 西 山 芳 明 君
- 8番 隅 山 卓 夫 君
- 9番 森 田 幸 子 君
- 10番 山 田 均 君
- 12番 谷 口 勝 已 君
- 13番 北 尾 潤 君
- 14番 梅 原 好 範 君

15番 鈴木利明君

16番 篠塚信太郎君

4 欠席議員（1名）

11番 山下靖夫君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（7名）

町長 太田昇君

副町長 谷俊明君

参事 伴田邦雄君

参事 山田洋之君

総務課長 中尾達也君

監理課長 野村雅浩君

農林振興課長 栗林英治君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 藤田正則

書記 山口知哉

開議 午前9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第3回京丹波町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・鈴木利明君、1番議員・岩田恵一君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

山下靖夫君から、本日の会議を欠席したい旨、届出があり、受理しましたので報告します。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第71号ほか2件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

10月23日に産業建設常任委員会が開催されました。

同じく10月23日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営等について協議されました。

また、10月9日以降には、3回の議会広報常任委員会が開催されました。

本日、本会議終了後に新庁舎建設特別委員会が開催されます。委員の皆様にはご苦労様ですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約について～日程第6、議案第73号 京丹波町営土地改良事業の施行について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約についてから、日程第6、議案第73号 京丹波町営土地改良事業の施行についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日ここに、平成30年第3回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約につきましては、小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）2台を大槻ポンプ工業株式会社から1,657万3,680円で購入しようとするものであります。配属先は、和知支団に2台を計画しております。

議案第72号 平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきましては、新庁舎の整備にあたり、必要となります木材の調達に期間を要することから、先行して調達するもので、製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された京丹波木材供給共同企業体と随意契約を締結するものであります。新庁舎整備事業を契機として、町内産木材の活用モデルとして、生産者等の森づくり意欲の拡大や森林林業分野の担い手の育成と技術継承を高めることを目的としております。

議案第73号 京丹波町営土地改良事業の施行につきましては、平成30年7月豪雨により被災した農業用施設2カ所及び農地5カ所の災害復旧工事を町営により早急に整備する必要があることから、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては、老朽化に伴います更新を行うものでありまして、購入します車両台数は、2台となっております。配属先となる各部の現有車両の経過年数でございますが、和知支団第4分団第3部、大簾・広野、及び4部、出野・稲次では、それぞれ2台を保有し、平成8年と平成9年の導入でありまして、20年から21年を経過している状況にあります。

今回の消防車両購入におきまして、部に1台の消防車両とすることとしておりますが、活動範囲も広いことや消防団の再編も今後検討することとされていることなどから、改めて調整を行うこととしております。

また、今回導入します救助資機材搭載型としておりますのは、これまでに各部に配備をしておりますチェーンソー、発電機、投光器など、これらが搭載できるように加工を施すことで円滑な消防団活動に係る機動力を高めるとともに、補助事業を活用することを目的として導入をするものでございます。

それでは、議案を読み上げまして、説明とさせていただきます。

議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約について

平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約名 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約
- 2 契約金額 1,657万3,680円
- 3 契約の相手方 京都府綾部市本町7丁目67番地の2 大槻ポンプ工業株式会社
代表取締役 大槻 浩平
- 4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1項第1号の規定による指名競争入札
- 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生地内（京丹波町役場）
- 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成31年3月22日まで
平成30年10月24日提出

京丹波町長 太田 昇

以上でございます。

なお、説明資料といたしまして、購入します車両の概況、写真、入札結果表を添付しておりますので、のちほど確認をいただきたいと存じます。

また、本日、参考資料としましてお配りをしております1枚ものの資料には、消防団の時間帯別の出動可能者数を、また、裏面には、補助金の交付決定の写しを付けております。交付決定額は、予算ベースでの金額でありまして、また、採択につきましても1台の採択となっております。

以上、議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いをいたします。

引き続きまして、議案第72号 平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の木材調達契約につきましては、先ほどの町長の提案理由説明にございましたように、新庁舎の整備にあたり、新庁舎の構造を木造と鉄筋コンクリート造の複合構造として計画をしております。このうち、木材の調達には原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工などの複数の行程がありまして、期間を要することから、木材調達を先行して行うものでございます。

また、この新庁舎整備事業を契機としまして、町内産木材の活用モデルとして、生産者等の森づくり意欲の拡大や森林林業分野の担い手の育成と技術の継承を高めることを目的としております。これには、伐採期を迎えております本町の豊富な森林資源の有効活用および山が荒廃しないような循環型の持続的な環境を維持する観点からも、その担い手の育成と技術の継承が大きな問題となっております。本町にとって重要な施策であると考えております。現在、町有林の皆伐等を実施しているところですが、材の売払価格に対しまして、搬出に要する経費が上回っているという状況でございます。ノウハウの蓄積によるコスト縮減等によって自立した事業とすることを目指しているものでございます。

これらのことから、新庁舎整備事業におけます大規模な木材調達を製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された共同企業体への発注により、ノウハウが蓄積されることの意義は大変大きいものと考えております。

次に議案書をめくっていただきまして、議案の資料のほうの説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、まず、資料1でございます。こちらに、契約概要を記載し

ております。調達します材は、京丹波町産木材で、構造用製材のスギで、J A S規格のE 7 0以上D 2 0以下甲Ⅱ三級同等で、乾燥修正挽きの未仕上げ製材となっております。各サイズ合計いたしますと1, 6 0 0本、それから集成材用製材のスギで未乾燥粗挽き製材4, 1 5 0本としております。

調達、使用します材の配置でございますが、資料をさらに1枚めくっていただきまして、資料2の1枚目をご覧くださいと思います。こちらの断面図、この左下のところに黄色の枠で囲ってありますところが図面位置となっております。配置の状況を示しております、今回の材の施し場所等につきましては、この黄色の枠内、執務部分が入ります建物のほうが主な材の調達もととなっております。

さらに、資料をもう1枚めくっていただきまして、こちらは2階の梁の配置を示した図面でございます。ここで使用します材の配置でございますが、今回調達します材が右側の表の赤の枠、それから青の枠で囲ってございます。まず、赤の枠で囲ってあります材のうち、G 2 4というものでございますが、これにつきましては図面の柱が記載してあります配置図のほぼ全体にわたりまして記載をしておりますが、主には横方向の梁に使用をするものでございます。また、次のG 2 7 aでございますが、2階の通路部分に使用するものでありまして、図面でいいますと下側の縦方向の梁を示しております。それから、次にG 3 3でございます。G 3 3につきましては、図面の上部の中央付近に記載をされてありまして、ここが主に書庫として設置をされる部分でございます、加重のかかる部分ということで細かめな梁の配置となっております。次に、G 3 6でございます。これは、縦方向に伸びております合わせ梁ということで、重ねて使用します梁でございます。次に、青色で囲んであります集成材でG 6 0でございますが、図面中央付近の縦方向の材でありまして、柱が無い部分、スパンが長くなる部分に使用をするものでございます。次に、G 6 0 aでございますが、これにつきましては図面上部の先ほど書庫と申し上げました部分に使用します縦方向の梁となっております。また、製材の品質につきましては、図面の右下に記載をしておりますように、J A S規格でE 7 0同等、これは、強度を示しております。また、D 2 0以下ということで、これは、含水量2 0 %以下を表示しております。甲Ⅱといえますのは、用途で、梁用ということでございまして、三級というのは、材面の品質を表しているものでございます。また、集成材の品質は、J A S規格で強度等級を表しているものでございます。

あと、1枚めくっていただきまして、3枚目の図面となっております。これは、屋根の梁の配置を示すものでございます。右側に赤で囲ってあります柱の中のG 2 1でございま

すが、これにつきましては、図面の中央付近の横方向の梁でございます。また、G 2 4につきましては、図面の上側の横方向にあります梁を示しております。次に、G 2 7につきましては、図面の縦方向および横方向の梁を示しております。また、青色で表示していません集成材でG 5 4といいますのは、図面上部の縦方向の梁となっております。

資料戻っていただきまして、表紙から2枚目の資料1を改めてご覧をいただきたいと思っております。調達する材の寸法が記載されておりますが、構造用製材で、上から130本、4メートル掛け125ミリ掛け365ミリ、130本となっておりますが、これは、図面で申し上げますとG 3 6に該当をするものでございます。次の30本につきましてはG 3 3に該当をいたします。また、その次の300本につきましてはG 2 7に該当をします。次の140本につきましてはG 2 7 aに該当をするものでございます。次の460本につきましてはG 2 4に該当をするものでございます。そして、540本となっておりますのがG 2 1に該当するものとなっております。また、集成材につきましては4, 150本で材の配置の図面でいきますと青で囲ってございましたG 5 4、G 6 0、G 6 0 aということで、それぞれ該当することとなっております。今回の木材調達につきましては、大部分が執務棟の製材の梁ということになっておりまして、集成材につきましては執務室の梁と一部議会や交流ラウンジ等の集成材の梁も含んでいるものでございます。

今回の契約分につきましては、設計の完成前に先行して発注するものでありまして、必ず使用をする構造材を選定して発注をするものでございます。

また、本日参考資料としまして、木材調達の予定価格の内訳表をお配りしております。本年9月の第3回京丹波町議会に予算計上させていただいた予算の積算内容とは異なっております。これは、予算額算定時におきましては、基本設計案ができていなかったこともありまして、より汎用性の高い製材や集成材の配分を高くしておりましたけれども、今回の予定価格の段階では、基本設計案が確定をしまして、執務棟部分に使用する材の寸法等が固まってきたことから、町有林から適寸で調達できる製材を優先して製材で使わない材形などについては集成材とするなど配分も変更をしているものでございます。

それでは、議案表紙に戻っていただきまして、議案を読み上げさせていただき説明とさせていただきます。

議案第72号 平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について

平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平

成17年条例第47号)第3条の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約名 平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約

2 契約金額 3,367万6,560円

3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町升谷川岸9番地 京丹波木材供給共同企業体
代表者 丸和木材 代表者 野口 太志

4 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

5 納入場所 京都府船井郡京丹波町内

6 契約期間 議会の議決を得た日から平成31年3月31日まで

平成30年10月24日提出

京丹波町長 太田 昇

以上、京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきまして、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長(篠塚信太郎君) 栗林農林振興課長。

○農林振興課長(栗林英治君) ただ今上程となりました、議案第73号 京丹波町営土地改良事業の施行につきまして補足説明を申し上げます。

先ほど町長から詳細にわたり説明がございましたが、平成30年7月5日から8日に発生した平成30年7月豪雨により、農業施設2カ所、農地5カ所が被災し、その災害復旧をさせていただくことについて、土地改良法に基づく規定により議会の議決を求めるものでございます。お配りをさせていただいております議案書3枚目の箇所図、4枚目の復旧計画をご覧ください。

まず、農業施設でございますけれども、瑞穂地区質美下村でございます頭首工1カ所の復旧工事でございます。堰堤の取り付け護岸の崩壊による復旧を行うものでございます。もう1カ所につきましては、和知地区大倉地内の用水路管理道の路肩崩壊の復旧工事でございます。農地につきましては、和知地区塩谷地内の農地6筆に係る排土および畦畔復旧を行います。また、和知地区上乙見区の農地につきましては、4カ所に分かれており、復旧の内容につきましては、いずれも準用河川であります上乙見川の氾濫による土砂の流入の排土を行うものと畦畔の復旧を行うものでございます。復旧工事につきましては、年内に所要の事務手続きを経て年明け早々に発注を予定しておりますところでございます。

以上、まことに簡単ではございますけれども、議案第73号の補足説明とさせていただきます。

きます。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） これより、議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約についての質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 皆様、改めましておはようございます。少し質問させていただきます。

こうした新しい車両購入後の管理について、各団ではどのように管理をされているのか。また、新しいこの車両の耐用年数はどれぐらいなのか。

それと、現在の車両の老朽化といっても、どのような不具合があるのかお聞きします。

20年から21年経過している間、消火活動はおおよそ何回ぐらいの活動がされてきたのか、わかりましたら聞かせてください。

1年に火災は平均何件ほど起こっているのか、お聞きします。

現在の古い車両については、今後どのようにされる計画なのか、お伺いいたします。

また、説明の中にもありましたけど、団の再編についてはいつ頃検討されるのか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、導入しました車両でございますけども、管理につきましては、それぞれの部におきまして、日常の管理を含めましてお世話になっているところでございます。また、新しい車両となりますと、その車両の取り扱いであったり、そういったものを事前に研修をしていただきまして、通常の活動に利用をいただいているというところでございます。

また、今回の車両の更新につきましては、20年なり21年が経過をしているというものでございまして、おおむね18年から20年というのが、消防車両の従来からの更新の目安ということで考えております。ただ、年間の行動といいますか、利用時間というものは、そう多くはございませんでして、今回、購入、更新を図ります車両におきましても5,000キロから大体1万キロぐらいの走行距離が出たものでございます。年間にしますとわずかなキロ数かと思えますけども、主には部内、あるいは町内の中での活動ということでございますので、あまりキロ数につきましてもそう多くないというふうにも認識をしているところでございます。

また、車両の不具合でございますけれども、通常管理によりまして、運転等も月1回ないし2回ぐらいの運転等も行っていただいております、おおむね良好に利用はいただい

ているところですが、車両自体の年数の経過とともにエンジンのかかりが悪くなったりとか多少の不具合も出てきているところですので、あまり年数を超えて利用をしていきますと、また事故の原因等にもかかわってくるというようなことも想定をしております、おおむね18年から20年を目途で従前から更新を行ってきているものでございます。

それから、年間の火災の件数等でございますけれども、多い年ですと火災だけで10件を超えるというようなこともございますし、平年でいきますと大体七、八件というところが火災出動に関してはあるものかというふうにも思っております。それ以上に災害が近年多発しておりますので、災害の対応ということでの出動回数も近年増えているというふうに思っております。細かな活動の回数等につきましては、資料等も現在持ち合わせておりませんので、ご報告はできないわけでございますけれども、台風であったり、大雨であったり、そういったたびに団のほうにおかれましては、詰所待機をいただいて、警戒等もいただいているのが現状かというふうに思っております。

それから、団の再編でございますけれども、前回の審議会におきまして、一定の方向を検討されまして、それが平成20年でございまして、それから10年後を目途に再編について改めて検討をするという当時の答申でございました。昨年も審議会等も開催をさせていただいて、一定の団の今後のあり方等もお話をいただいたところでございまして、現在各支団ならびに各部におきまして、今後の団の再編に向けたあり方等、今、協議をいただいているところでございます。その一定の消防団での協議なり意見等も吸い上げる中で、新たな再編に向けて、今年度から数年のうちに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） この車両の管理について再度お伺いしたいのですが、再資料を今日いただきました。常に出てこられる消防団員さんの数とか、これは急に起こることなんで掌握されているのやと思うんですが、運転とか操作は、消防団員の方皆さんが誰でもいつでもできるのか、体制がとれているのかどうか、そういったこともお聞きしたいと思います。運転手は、この人というて決められているのかということです。

この現在の車両については、今後どのようにされるのか、お聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、車両の運転の関係ですが、一般的に普通免許を持っておられる方につきましては、運転が可能としております。ただ、車両もかなり装備を積ん

でいるということもありまして、一定練習といえますか、運転を経験していただいて、誰でも運転ができるようにということで、各部等において訓練等もされておるというように思っております。また、通常の大会とか、訓練等でもございましたら、大体、機械要員というのも定めているところが大半でございます、運転手を限定して行っているというところがありますが、いざ緊急時等になりますと、必ずその運転手がいるということでもございませんので、団員それぞれが運転できるように、そういった練習等も行っているところでございます。

それから、今回更新をしまして、残りしました車両につきましては、廃車ということで処分を考えております。ただ、先ほども申し上げましたように、今回導入します部におきましては、それぞれ2つの集落で1つの部ということになっておりまして、現在はそれぞれに1台ずつ車両が入っております。そのうちの1台を更新するということでございますが、一応方向性としましては、部に1台ということで、これまでから体制等については協議をし、そのように取り扱ってきておりますので、基本は、2台廃車をして1台購入するという配備を考えているところでございます。ただ、先ほども言いましたように、活動範囲も広範囲にわたっているというような状況もありますので、そこは、地元の部とも協議をしまして、一定の方向性を出すということで検討をしているところでございます。以上です。

(発言する者あり)

- 総務課長（中尾達也君） 廃車につきましては、装備品も全て外しまして、車両本体のみということにして、購入しました業者のほうに下取りをしていただくということで調整をしております。
- 議長（篠塚信太郎君） 森田君。
- 9番（森田幸子君） 下取りの価格ってわかっているのかどうか、お伺いいたします。
- 議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。
- 総務課長（中尾達也君） 下取りの価格につきましては、廃車の手数料ということで、価格としてはあがってございません。
- 議長（篠塚信太郎君） 山田君。
- 10番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしときたいんですけども、1つは、資料で添付していただいとる積載車の写真が載っておるわけですが、救助資機材搭載型ということで、先ほどチェーンソー等という話もあった。それについては、この写真の中には、その資機材というのはないんじゃないかと思うんですけども、ここでは資料としては出ていないのか

どうか、伺っておきたいということと。

それから、組織の見直しのことについて、先ほど答弁もあったんですけども、今年度から数年内に取り組むということなんですけれども、これまでいろんな審議会をつくって、その答申を受けて見直しを進めていくというのが一つの基本になっておったんですけども、先ほどありましたように平成20年に一定の方針を示され、10年経った時点で議論をしてもらったということなんですけれども、今、各部とか各支団等も含めて協議中と。団員の意見を聞くということだと思んですけども、一定その見直しの時期ですね。数年内ということじゃなしに、31年とか32年とかいうのを決めて、取り組んでいくということが当然私必要だと思うんですけども、その辺については、そういう年度を一定決めて取り組んでいくということではないのかどうか伺っておきたいと思います。

それから、先ほど下取り価格の関係で、いろんな資材は全部降ろして、その車体だけということなんですけれども、例えばこれを入札にして5万円とか10万円という場合が当然あると思うんですけども、その手数料でということなんですけれども、具体的に下取り価格というものは、いくらなのかということもしっかり明示をするべきだと思うんですけども、先ほど説明もありましたけども、距離的には5,000キロから1万キロということでございますし、車そのものは20年以上経てば値打ちがないということもありますが、しかし、一つの公有財産でございますので、しっかり処分の方法というのは、はっきりさせておくべきだと思うんですけども、その点についてあわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、議案に添付しております写真入りの小型動力ポンプ付積載車という資料でございんですけども、これにつきましては、従来から導入しております今回の車両購入のベースになります車両を、イメージをしやすいようにということで掲載させていただいたものでございまして、写真の右下のほうに、標準的に装備をされる機材を載せているものでございます。なお、別途、補足説明等で申し上げておりますように、これまでに各部により、機動性を高めるとか災害等に対応できるようにということで、チェーンソーであったり、発動発電機であったり、投光器であったり、そういったものを順次配備しております。これまでの車両ですと、乗せる場所はあるわけなんですけれども、固定もできていないということから、安全面の部分もございまして、今回そういったところについても装備をしまして、安全で、管理ができて、運搬ができるような形で、そういったところに一定の手間をかけて、車両を導入するというところで計画をしているものでございます。

それから、団の再編につきましては、昨年度におきまして、審議会のほうも開催をして

いただきました。そこで、一定団の現状とかそういったものを協議いただき、これからの団のあり方というものも答申をいただいたところでございまして、戻りますと平成20年初めに答申をいただきました中で、おおむね10年後において改めて団の再編に向けて協議を進める必要があるというような答申をいただいております。そういったこともありまして、おおむね10年が経過をしますので、今後速やかに再編に向けて取り組むこととしております。具体的な年限等につきましては、まだ現在のところ示してはいないところでございますけれども、速やかな再編が必要というようにも理解をしておりますので、その部分につきましては消防団と十分に調整を図りながら、また、地元の方とも調整を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、車両の処分でございますけれども、入札の発注段階で、廃棄処分につきましても明示をしております、車両については廃車をするということで、受注者が受注者の責任でもって費用負担も行っていただいて廃車をしていただくということになっております。消防車両といいますのは、特異な車両でもありまして、当然オークション等にかければ、高く売れる場合も想定をされるわけですが、そういう緊急車両というようなこともございますので、一定そういったものが出回らないようにということで処分を全て業者に依頼をした上での入札としているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 救助資機材といいますか、チェーンソーとかそういうものについて、当然近年の状況からみれば必要だということで、そういうものも一緒にして搭載するということは当然だと思いますけれども、そういう点からいいますと、当然その部分もこの積載車の写真の中に、こういうものだということもあわせて付けておくべきではないかということでお尋ねしたんで、その辺についてはそういう考え方はなかったのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） あくまでも現有車両というものの写真とさせていただいておりました、救助資機材ということで口頭でご説明をさせていただいたものでございまして、特段こちらのほうに写真を載せるといったことは考えておりませんでした。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 1点だけお聞きしておきます。今回、新しい車両にかえていただくことは、非常に住民にとってみても安心できるいいことだと思うんですが、しかし、新しい消防車が活動するにつきましては、車両が新しくなって、いわゆるトラブル等が起きない

ということも大事ですけれども、それを動かす要員の方が、特に月曜から金曜日の間、消防団員の方も生業をもっておられる方がほとんどですので、集まりにくいのではないかなと思ってましたら、いただいた資料では、完全に不足する部っていうのは9部、それから5人程度までというのが24部ということで、33部もあるわけですね。動かすのに最低、小型は3人程度いるんですけれども、しかし、その今計算した人数が必ずしもそのときに集まるとも限りませんし、1時間も2時間も経ってから集まったんでは、これまた意味がないわけですから、そういう意味からは、やはり機械も新しくするというのも大事ですけども、通常要員が集まれるような方策をとるか、それとも、もう根本的にその火を消すというハードな部分は広域消防に任して、自治消防は、例えば防火活動とか災害のときの救助活動とか、また、火災後の後始末の活動とか、そういう方法に変える考えがないか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かに消防団の皆さん、団員確保、今でも定員割れが続いておる状況でございます。そういう中でありますけれども懸命な活動をいただいております、実際に昼間の人数が少ないところも実際に消防車を出してもらうことによって、現地で集合したり、また他の部の人と共同したり、いろんな形で活動をしていただいておりますので、昼間の人数が少ないから全て公設の消防に任せるといような考えは毛頭ございません。消防団の皆さんは、懸命な活動をいただいておりますので、その活動を否定するような意見というのは非常に疑問であるというふうに私は考えておるところでありますし、また、団員不足が続いておりますので、ぜひ議員の皆さんのご家族なりに消防団の入団に可能な方がいらっしゃる場合には、ぜひ入団をいただきますように、これも一つよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長は、私が申し上げてることを若干誤解されているのかもしれませんが、現実、消防団員が不足しているというのは、町長みずからおっしゃってるとおりです。今後もそう期待ができないと思います。今、他の部と連携してということでしたけれども、地元で火災が起きた場合、現実、これは申し上げないほうがいいと思うんですが、私はせつかくあるけども、団員が扱えなくて、ポンプを現場へ持って行けなかったという状態に遭遇したことがあります。だから、消防団員の方が一生懸命、精神的に云々ということよりも、やはり一番大事なのは、早く火が消せるということですので、そういう意味でも考えていただけたらいいんじゃないかと思っておりますし、私が発言したことがもつてのほ

かやと、こういう話ですけども、現実的にもっと考えなければならぬんじゃないかと。現実、私の子どもも消防団員に入らせてもろてます。入らせてもろてますけども、現実、勤務をしておれば、なかなか火災のときに出勤できない状態ですし、勤務地も八木になっていますので、連絡して、途中で帰ってくるというわけにもいきませんのでね。それが現実だと思うんです。ただ、精神論とか、そういう思いだけで消防のことを考えられるよりも、やっぱり現実的な問題で考えられる必要が町長としてもあるんじゃないかと、私はそう思いますけど。私の発言が不謹慎だと、こうおっしゃるなら私は非常に憤慨をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 実際に消防活動に行けないということもあるかもしれませんが、それはそれで、それぞれの分団でどういう体制を組むかということも考えていく必要があると思いますけども、やはり町民にとって何が一番安心かと言いますと、やはり地元にもきちっと消防団があって、いざというときには消火に携わってくれる。それは、昼間であって人数が少なくてもOBの方もいらっしゃいますし、この中にもポンプ車、いざとなったら水を出せる人もいらっしゃると思います。そういう人も含めて、自衛でいろんな活動をしていく。それと、やはりこの自然災害が多い中で、消防団としてしっかり活動してもらっていることは、町民の安心につながることでありまして、それは非常に重要なことというふうに考えておるところでありますので、消防団を全て公設消防に移すというような考えは毛頭ないというのは繰り返し申し上げているとおりであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長は、全く私の発言を聞いてもろてなかったんかなと思ってびっくりをしています。私は、火を消すハードな部分だけを広域消防に任して、今、話があったように災害等の救助活動とか火災が起きたときの後始末とか防火活動とかそういうことをしたらどうかと申し上げているので、消防団そのものをもうやめてしまって広域消防に任したらいいと、そんなこと一言も言ってませんよ。もう一度その点だけは、直していただきますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 大きな災害とかがあった場合は、公設消防は到着しませんし、ほぼあてにならないというような状況が発生をします。火災のときも、そら公設消防が来て直ちに消火してくれたらそれはそれで問題ないんですが、そういった形で、その消火の部分を消防団が一切やらないということになりますと、それはそれで非常に住民に方にとっては

不安が大きいというふうに考えておるところでありますので、そういう消火活動をしな
消防団になると、かえって団員数もやはり減少してしまうのではないかと、これは予測の
範囲でありますけども、そういうふうに考えるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 団員確保の問題も議論になっておりますが、今回、小型動力ポンプ
を配属する大簾・広野、それから出野・稲次ということになつてくるんですけども、具体的
に現在の団員さんは、この和知支団の第4分団第3部では何人今団員さんとしては登録さ
れているのか、第4部については何人おられるのか、ちょっと伺っておきたいというよう
に思います。OBとかそういう話もありましたけれども、やっぱりそうすると第2消防と
かそういうしっかりとした組織的なものも片方では考えていくべきことだというように思
うんですけども、これは、先ほど来申し上げております再編をどうするかということとあ
わせて、やっぱり考えていかんなんべき問題ではないかという点も申し上げておきたいと
思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、導入をします第4分団の第3部でございますけども、団員
数としましては6名となっております。それから、第4部でございますけども、団員数8
名でございます。なお、昼間の活動といいますか、緊急時の対応がとれる町内に在住、在
勤の方というのは、それぞれ2名ずつでございます。先ほど町長も申し上げましたように、
ポンプ車両が現場に到着をしますと現場の消防団員というのが当然協力をして消火活動に
あたるというものでございますので、昼間の団員が少なくても何もできないという、そうい
ったことにはならないというふうに考えております。ただ、こういった1つの部でも団員
数が少ない部、それから非常にたくさんある部というのも出てきておりますので、こうい
ったところを今も団のほうで検討もいただいておりますし、昨年の消防審議会の中でも現
状のところを報告をさせていただいて、議論等をしているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 平成30年度 小型動力ポンプ付積載車（救助資機材搭載型）購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約についての質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 木材調達については、議会のほうにもこうしたようにさせていただくということはお聞きしてたのですが、改めてお聞きします。

現在、基本計画の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新庁舎整備に係ります計画でございますけども、ご承知のように現在、住民の方に基本設計案について意見聴取をしているところでございます。いわゆるパブリックコメントを実施しているところでございまして、その締め切りが本日までということでございます。このパブリックコメントを閉じまして、住民から寄せられました意見を踏まえまして、今後実施設計に移らせていただくということになっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 議会のほうでも特別委員会として、いろいろ教育委員会が絶対一緒にならなアカンとか、いろいろもう本当に何回も協議していただいた中でなんですが、この木材調達についての計画があがったのはいつ頃なのか。今も説明がありましたが、すぐには木材を調達できないから前もってということで、なるほどと私も聞いてたのですが、この調達を計画されたのはいつ頃なのか。また、この木材調達についてのこの図面があるんですが、そうしたことについては、絶対変えることはできないとされての調達の事業だと思うんですが、その点お伺いしますのと。

また、今も言われましたように、本日まで町民からの意見を聴取されるということですが、その聴取されて、どのように生かされるのか。また、意見があって、そうした変更ができ

るのかどうか。また、この基本計画の今の図面があるんですが、これに関しては絶対変えられないという前提での今の調達なのか、その点お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この木材調達に関しましては、一定本年の3月に木造と鉄筋コンクリート造の併設というような形で一定の方向性を示させていただいておりまして、そこから実際には木材の調達に関わってはスタートをしているというところでございます。

それから、現在、基本計画を固めておりまして、それに基づきます資料ということで、本日も資料をお示ししているところでございますが、基本的な建屋の構造的な部分につきましては、ほぼ固めてございますので、そういう意味から今回の材の調達に至っているという状況から、基本的な部分というのは、骨格については、変更はできないというふうにも思っております。

また、住民の方から寄せられます意見等につきましては、内容を確認させていただいて、それが今後の実施設計に取り入れられるものであるということでありましたら、取り入れることにつきましても検討をさせていただいて、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 質問はゆっくり丁寧にしますので、誤解のないようにお願いしたいと、このように思います。

まず1点目にお聞きしたいのは、地元業者っていうのは、この共同企業体の3社のみで、他にないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、2つ目に、新庁舎の建設にあたっては、当初から町長はできるだけ経費を縮減して、事業負担規模を縮小すると、こういうようにおっしゃってます。その趣旨からいきますと、地元業者で一般競争入札にするべきだと、このように思うんですが、それをなぜやられなかったのか。

また、やられなかった理由として、そういうことができるいろんな設備とか、いろんな問題があるとしたら、地元業者を代表として地域外の業者を構成員とした共同企業体を構成して競争入札をなぜしなかったのか。これ3つ目です。

それから4つ目は、新庁舎建設用材は、大体、末口が15センチぐらいの60年もののがなぜ最適なのか、その理由。

それから5点目は、今回の補正予算で判明したんですけども、今回60年ものものを

売却した場合、伐採費用のほうが高くついて、いわゆる木材収入が144万7,000円マイナスという状態になっているんですが、この中には、その60年間、苗木を買って、それを植栽して、下刈りをして、枝打ちをして、間伐をしてという作業をしているんですが、その費用は全くゼロになるわけですね。手塩にかけて育てたものが水の泡に消えてしまう。こういうことになるのに、なぜ60年ものを売却されるのか。もう少し経済的に考えたら、例えば、もう倍ほど延ばすと手間のかからん状態になるわけですから、60年で皆伐するよりは、120年後の末口が30センチぐらいになった状態で皆伐したほうがいいんじゃないかと。また、インターネットで調べただけだというようにおっしゃるかもわかりませんが、林野庁の資料を見ますと、平成23年度の資料には40年から60年で伐採というふうに書いてありますが、平成29年3月に発行されたものによりますと、40年から50年はまだ間伐の段階で、80年から100年強に、いわゆる主伐っていうんですか、伐採をするという育林のローテーションの表が出ております。この辺、なぜこういう経済的に考えたことをやられないのか。確かに町のもので、町が庁舎を建てるのやから、損をしてもいいということですけども、本来、その町有林というのは町民一人ひとりのものだということに思いますので、その点一つお聞きいたします。

それから、6点目、新庁舎にその地元材を使うことによって、地元林業家を支援することになって、森づくりなり資源豊かな京丹波町をつくることになるということで、それがキャッチフレーズになって、そのモデルケースとして今回やられたわけですが、実際、今申し上げたとおり、搬出費のほうが木材の売却代より高くなる状態で、林業家が林業を続けたり、また、新しく林業家になろうという人がおられるとは、私は到底思えない。趣味で立派な木をつくって、それを売ったらよかったと、こう思っておられる方はあると思うんですが、私は京丹波町の町民の方は、やっぱりもっと生活は現実的には厳しい状態にあるんじゃないかと。そういうことを考えますと、何でこれがモデルケースになって、林業の育成につながるのか。あえて言えば、伐採業者とか製材業者は確かに潤ったかもわかりませんが。

それから、7点目は、今回の契約価格のことについてお聞きをしたいんですが、予算額の99.6%の金額になってます。そこでお聞きしたいのが、添付されてます資料。これのことでお聞きしたいんですが、予算ベースでいただいたものとは全くといっていいほど本数等では変動がありますし、また予算のときにはなかった、いわゆる末口は125ミリでいわゆる下が365ミリというのは、予算ベースではなかったんですが、そういうものが入ってたりしてまして、こんだけ不都合になるのに、予算額と売買契約が99.6%、

ほぼ100%になるっていうのは、非常に私は不思議に思うんですが、なぜこないなるのかどうかというようなことを含めて、次の5点をお聞きしたいと思います。

この製品ということで書いてもろてるのは、柱の状態ですか。製材したあとの大きさを表示してもろてるんだと思うんですが、末口125ミリの木材でこの125ミリのいわゆる梁材がとれるのかどうか。それも疑問に思います。その点、1点。

それから、先ほど申し上げましたように、予算書にない木材が書いてあります。それは、4メートル掛け125ミリ掛け365ミリというのと、それから4メートル掛け125ミリ掛け335ミリですけども、これは予算書の中の明細書に入ってませんがどうなってるのか。

それから、この予算書の用材の本数。契約の本数は1,600本ということになってるんですが、予算書のを算出しますと600本ほどになります。この違い、なんでなのか。

それから、この契約額の3,367万6,560円を算出した資料を今日いただきましたけども、なんかもう一つ理解ができません。そこで、この中の1本でもよろしいですから、製品にした価格、出来上がりの梁の価格の市場価格はいくらになってるのか教えてほしいと、このように思います。

それから、その次に、添付資料の中で、随意契約した理由の中の2番目のを主体にされたとおっしゃっているんですが、やっぱりこの随意契約をする一番大きいのは、競争入札をするよりも随意契約をしたほうが価格が安く買えるということが、非常に町民にとってはメリットだと思うんですが、そのことを考えた上でされたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、もう1つは、先ほど答弁をしていただきましたけれども、用材を購入しておくということは、もう基本設計図面ができてんのやから、もうそろそろ予算総額がどれぐらいかかるものか概略が出るはずですけども、その金額はいくらなのか教えてほしいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご質問たくさんいただきまして、そのうちの五、六につきまして考え方を申し述べたいと思います。

森林の木材の売却価格よりも搬出の価格が高くなるというご指摘でありますけども、確かにそのとおりであります。森林自体は、戦後からしっかりと売却できる時代が続いておっ

たわけですけれども、外材の輸入によって森林の荒廃が進んでおるといふようなことで、今、やっぱり伐期を迎えた木材を切って搬出する、山から木材を出すというのが非常に重要なことと言われてまして、そういう方針に基づいてやるというふうなことでありますし、それがどういふふうにつながるかということでもありますけれども、これは世界的にもSDGsという持続可能な開発目標というのが掲げられまして、その中の目標の中にも持続可能な森林経営でありましたり、砂漠化の防止でありましたり、土地の劣化阻止というふうなことが掲げられておりますし、国におきましても森林環境税が導入をされてやはり荒廃した森林をしっかりと守っていこうというふうなことが言われております。確かに、搬出の費用がかかるわけでもありますけれども、やっぱり主伐をして、また植林をしていくということで、その山がしっかりと経営されているわけでもありますし、今、台風とかがたくさん襲来する中で、山の大きな木が根を揺すられて木が全部倒れるというふうなことも起こってまゝすけれども、やっぱりそういう伐期を迎えた木を切って植林をすることで、災害の治山といいますか、能力も向上するというふうに考えておるところでありますので、単純な金銭的な価値のみで判断できるというものではなく、もう少し総合的に考慮をしていく必要があるのではないかなというふうに考えておるところでありますので、ご理解を賜れたらというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目でございます。地元業者は3社のみかということでございますけれども、地元業者につきましても、原木丸太から製材をしている業者というのは、町内に3社しかないという状況でございます。また、これまでの実績等から把握をしたものでございます。また、製材業者の組合であります京都木材業組合、そこに加盟をされております南丹木材業組合、それから亀岡市の木材業組合に加盟をされております京丹波町に事業所のある業者というのは、今回契約の対象としております3社以外にはないというものでございます。

それから、競争入札をしなかったという理由でございますけれども、先ほども補足説明等でも申し上げましたように、今回の業務につきましても、先ほども町長も申されましたように、林業を中心としたまちでもあったということから、現在も多くは山林があるという状況にもございます。そんな中で今後の林業経営なり、担い手の育成とかそういったものをやはり引き継いでいく必要があるということでありまして、できる限り町内の製材業者等による、ノウハウを持った業者による材の搬出提供と、そういったところを考えた一般的な競争入札とするのではなく、町内業者で企業体を組んでいただいて、そちらのほうの

ノウハウを生かしていただくということが今後の町内業者の育成とかそういったところにつながるということでの発注としたものでございます。

それから、町有林の売却の関係につきましては、これも先ほどご説明もさせていただきましたように、現状につきましては搬出経費が売却経費を上回っているという状況にありますけれども、今後の林業経営であったり、また林業経営での循環というところ、山が荒廃しないように、また災害が抑えられるようにということで、おおむね40年から60年の適期を迎えた材を搬出するというところで、循環型の持続、それが環境の維持とかそういったものにもつながるというふうに考えておまして、町有林を中心として材を求めるものでございます。

今回の契約につきましては、対象がおおむね町有林の皆伐あるいは主伐の材を利用することとしておりますので、そういったところで60年という年限に全くこだわっているものでもございません。

また、設計の中でも当初予算の算出をさせていただいたときに示させていただいた段階というのは、まだ基本設計が途中でありまして、一般的な材ということで汎用性の高いものを求めていくということで、予算計上はさせていただいたところではございますが、実際に基本設計のほうが進んでまいりまして、図面のほうも固まってきたということから、確実に利用できる材について、今回調達を行うものとしております。本日、お示しをしております木材の明細につきましては、当然、予算段階との差が生じておりますし、新たな寸法の大きな材も今回調達をすることとしておりますが、これにつきましては、現場の町有林のほうから搬出されます材にそういった少し大きめのものもとれるということが見込まれておりますので、そちらのほうに9月の補正予算のときには計上しておりませんけれども、今回そういったところで材が見込めるということから少し大きめの材について先行して調達をしようとしているものでもございます。

それと、サイズでございますけれども、サイズにつきましては、図面上に出ておりますのは最終的に製材で仕上げをした寸法でございますので、そこから5ミリずつ粗挽きにしますので、5ミリずつ大きい径の材を今回調達しようとするものでございます。

それから、本日お示しをしております木材の明細書の中に単価ということで立米当たりの単価を掲載しております。この単価につきましては、市場の価格ということで、例えばA1の材、4メートル掛け125ミリ掛け365ミリでありますと、立米当たりの単価は、11万8,000円となっております。この単価につきましては、府内の製材業をされております事業者さんからあい見積もりをとらせていただきまして、その一番低い見積も

りの額についてそれを利用させていただいているということでございますので、おおむね市場単価ということで理解をしているところでございます。

それから、予算計上時の材の本数と今回契約をします材の本数は、予定価格を出しております材の本数にかなりの開きはございますけれども、これにつきましては、今調達できる範囲で調達をさせていただくということで考えておりました、材の大きさが大きなものがとれるということで、先ほども申しましたけれども、そういったことで当初の予算の段階から現場での搬出状況とかも加味する中で、一定確実にとれる材の大きさに基づいて数量のほうも算出をさせていただいております、予算額いっぱいのところまで算定をしたというものでございます。

それから、価格につきましては、随意契約ということで資料のほうにも付けておりますように、随意契約の理由書を付けさせていただいております。この中で今回の特命随契約のものととなっておりますのが、その性質又は目的が競争入札に適さないというところで特命随契約をしているものでございまして、これにつきましてはこの採用理由のところにも書いておりますように、最初の提案理由の説明の中にもございましたし、私のほうからも補足説明も申し上げておりますように、森林林業分野の担い手の育成とか技術継承とか、そういったものを高めていくために、ノウハウのある町内業者と契約をするということでございますので、必ずしも価格が低い業者と契約を行うのではないということでの随意契約というふうに位置づけているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 重複する部分があるかもしれませんが、先ほどのご質問の中で、町長のほうからもございましたように、やはり今現在本町におきましても伐採期を迎えた森林が非常に多い状態になっております。町内の人工林が約1万ヘクタールございまして、その3分の2が利用期を迎えてきておることになっております。農林振興課のほうといたしましては、伐期を迎えた森林が非常に多くあるということで町有林を活用させていただいて皆伐事業を行っております。これにつきましては、町有林を皆伐することによりまして、その部分で先ほど来からもお答えいただいておりますけれども、やはりコスト面の部分をいかに少なくしていくかという部分を今現在町有林の皆伐で進めておるところでございます。特に、前にもお答えをさせていただいたかというように思うんですけれども、急峻な山の場合、架線系の集材が必要になってくるということで、町内の林業経営体、いわゆる森林組合さんなんですけれども、森林組合さんにおいては、架線

系の集材は非常に不得意な部分がございます。車両系で搬出する部分については他の業者よりもうまく搬出をされて経費的にも抑わっておるんですけども、架線系の場合、若干ワイヤーの張り具合であるとか、張る場所、その辺のところもなかなか今の段階では不得意な部分がございますので、昨年も林政アドバイザーの導入をして事業効果のほうを調べておるわけではございますけれども、本年度も引き続きそういう部分で事業効果を調べておるところでございます。そうした中で、コストを縮減していくことで、今後、民有林のほうにも波及をしていくということで考えておるところでございます。また、先ほどもありましたように、31年度から新たな森林環境税が始まるということで、切って、使って、植えるというような時代がやってきております。これは、京丹波町だけではなくて、日本国内全体がそのような状態になってきておりますので、そのまま放置をしておきますと今の森林の状況をみますと、上が大きくなりすぎて、倒木をしてしまうということで、また新たな災害も発生する危険性もありますので、やはり利用期を迎えたものは、うまく皆伐なり主伐を行って、利用をして、また新たな木を植えて循環をしていくと。そうした中で出る材につきましても、京都府全体でも木材倍増プロジェクトということでプロジェクトを立ち上げて、現在利用推進を図っていくということで全体的にやっておるところでございます。特に、現在の木材需要と申しますのは、今までのように普通の建物に使うものにつきましても、間柱を使うというような部分も少なくなってきました、集成材であるとか、それから木材の新たな利用としましては、バイオマスの燃料、それから合板といったものにも多く活用されるようになってきておりました、国全体の利用率につきましても若干、毎年、最近では木材需要が伸びてきておるような状況であります。そうした中で本町におきましても、うまく木材が利用できるような形で、この庁舎建設というのものも一つの木材利用が図られるものというように思っておりますし、国のほうでも公共建築物の木材利用ということで法律のほうもございまして、そういった観点からいきましたも非常に林業振興についても重要ではないかなと思っております。また、そういう皆伐事業を行うことで、また新たな雇用も生まれておりますし、雇用を生み出すということも行政としては非常に重要なことではないかなというように思っておるところでございます。

それから、柱の関係でございますけれども、先ほどありました、これがこの中でいいますとG7の柱の模型となっております。その部分をとるには、大体、末口が32センチの材が必要となってきます。実際に製材して仕上げたものについては、この長さ270ミリのものが必要となってくるわけでございますけれども、実際に、この構造材をとるためには、32センチの末口の木が必要になるというような形になります。なおかつ、ちょっと見に

くいんですけれど、この部分については、またほかの部分に活用できるということになります。材がきちきちでは、上がっております明細どおりには、なかなかとれませんので、先ほど総務課長が言いましたけれども、ちょっと大きめのものからしっかりと中の部分を5ミリちょっと大きいぐらいのやつをとるというようなことでイメージしていただいたらというように思います。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩します。

10時50分までとします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっといきりが出てしましまして、どこを質問したらいいのかわかりにくくなったんですけども、質問したいと思います。

まず、最初に聞いた地元業者3社ということでしたですけども、これ名前を伏せたほうがよいと思いますので言いませんが、旧瑞穂町に1社、それから本社は南丹市の園部にあると思うんですが旧丹波町に1社、木材関係の組合に加入されているかどうかわかりませんが、南丹市の方は、たぶん組合に入っておられると思うんですが、この業者があるのに、なぜ3社だけで共同体をしたのか再質問をします。

それから、2番目。競争入札にしなかったということと、あとの質問と絡むんですが、先ほどからくどく申し上げてるとおり、60年かけて育ててきた木を売ったら、いわゆる費用のほうが高く、売った価格よりも140万7,000円ですか、予算ベースで損をしている。だから、今までの苗木代やとか作業の金やとか、そんなんどうなるのやということで、これが、いわゆる林業家の育成には到底私はずなれないと思います。やっぱり今までからほかのことでも言われているように、農業の後継者がいないのは、やっぱり儲からない農業ですので、儲かる農業をしたら後継者はあるということで、ハウス野菜とかそういうことでは成果をあげている方がいるんですが、依然としてコメだけの栽培ではやっていけないような問題があるのと一緒に、やはり儲かる林業家をするモデルとするには、お粗末なものでないかと思うんですが、その点をお聞きしたい。特に、この競争入札にしな

かったばかりに、今回のこの3、380万円の予算を使って、利益、恩恵を得たと思うのは、伐採をした業者と製材業者の育成にはつながったかと、このように思います。

それから、この新庁舎の用材、60年で15センチ前後だということだったんですけど、最後のほうで農林振興課長から模型を見せていただいたら、あれは32センチということになってまして、60年で32センチの末口の木材がそんなにたくさんとれるとは到底思えないんです。例えば、京都府下で木材のいい所っていえば舞鶴とかあちらのほうですけども、60年でそんな木はたぶんできないんじゃないかなと、このように思うんです。その辺のことが、もう一度本当にできるのかどうか。もしも、できるんなら、なぜそういうものを予算の詳細に上げなかったのか。末口12.5センチのものが一番大きいので上がってたというのは何でなんかお聞きをしたい、このように思います。

それから、町長がわざわざ答えていただいたことですが、伐採してその利益があがるとかということじゃなしに、やはり費用がかかるとわかってるけども、そのことは、やはり将来の、いわゆる植林を進めて、自然を守るために必要だということなんです。ちょっと町長にお聞きするんですが、平成29年2月に林野庁が「森林・林業・木材産業の現状と課題」というのを出してまして、その4枚目の「森林整備の意義」云々のところに、森林整備のイメージっていうのが出てまして、1年に植えて、ずーっとあって、50年前後のところはまだ間伐の段階です。主伐となっている、いわゆる木を切り出すのは100年以後みたいな数字になったこの表があります。60年云々というのは、たぶん平成23年にも同じようなのが出てるんですが、それでは主伐をするのは60年です。それがこのように変わってまして、最近問題になっているのは、木を切ったあと植林するのに金がかかって、60年で切ったら、また、かかる金をドブに捨てるようなことになるのでね、切ったままで放置するということが全国的には問題になって、それが、町長がおっしゃっている災害につながっているというようなことですのでね。今回のことをやられることは、良いモデルと違って、悪いモデルでないかなと思うんですが、その点もう一度お聞きしたいと、このように思います。

それから、7番目のこの契約金額ですけども、用材の数量とか大きさとかこんだけ変わっているのに、何で99.6%もきっちりした契約金額が算出できるのか、本当に私は疑問に思います。これは、何でなんですか。ちょっと教えてください。

それから、9番目のことにつきましては、もう基本設計ができていて、骨格は変えないということですので、もうそろそろ全体の事業資金がどんだけ要るのかということをはっきり町民に示していただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） お示しの資料を私は確認をしておりませんので、中身についてコメントをすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、町有林の中で利用期を迎えたものがあるということでありますので、それを有効に使うということで問題はないというふうに考えておりますし、補助金等も使って植林をしていく、進めていくということで、仮定で、植林をしないから山が荒れるということではないというふうに考えておるところでございます。

それと、搬出によって売却代金のマイナスが出るという話でありますけども、もちろんそれは利益が出るのにこしたことはないし、利益がでるような林業経営をこれからも町としても目指していく必要はあると思いますけども、ただ単に、マイナスになるから林業はやる価値がないとか、農業はマイナスになるから価値がないというものではなしに、農業は、実際にコメ農家はマイナスですけども、今年の秋もたわわに稲穂が稔っております。これは、単に金銭的な価値のみで判断をされた結果ではないというふうに思っておりますし、林業家の中にも、昨日も南丹・京丹波の林業の品評会とそれからせりがありましたけれども、その中で優秀賞をとられた方のコメントが今日の新聞に載っておりますけれども、「60年前におじいさんが植えた木が製品になるのが楽しみである」というようなコメントもされておりました。林業家とか、農業家というのはそういうものではないかなと。金銭的価値も重要ですけども、そのみで動いている人は、そんなにいないんじゃないかなというふうに私は考えておるところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目、地元の業者3社というところでございますけれども、先ほども申し上げましたように、町内に丸太から製材をしている業者ということで、3社しかないというふうに過去の実績等から把握をしているところでございます。製材業者の組合であります南丹木材業組合、あるいは亀岡市の木材協同組合に加盟しております京丹波町に事業所のある業者というのが3社以外にないというふうに把握をしているところでございます。

それから、今回の契約でございますけれども、予定価格算出の価格としました今回の調達する製品の単価ですけども、府内業者3社からの見積もりにより市場価格を出して、それをもとに積算をして予定価格を出しております。業者からしましても市場価格がそういっ

たところで整理している状況であるということから、さらにコストを縮減するという余地というのは非常に少なかったのではないかというふうに思っております、契約額との差というのが算定価格と契約額との差というのが99.7%ということで、高止まりをしているという状況かなというふうにも思っております。

それから材の調達の際の関係ですけれども、今回、まず補正予算で計上させていただいた段階といいますのは、設計のほうもまだ確実に固まっていないという状況の中で一般的に汎用的に使われる、汎用性のある材を中心に予算計上をさせていただいたところであります。今回におきましては、実際に現場の方の材の状況とか、そういったものを確認する中で汎用材よりも大きな材、そういったものも見込まれるということから、設計のほうをそちらのほうの内容で積算をしたところであります、結果的に予算額に近いところで予定価格のほうも納まったという状況でございます。それに対しまして、先ほど申し上げましたような状況から市場価格等も一定こう高いというところもありまして、事業者からの見積もりについてもそういったところでさらにそこを落として積算をするというのは、非常に厳しかったというふうに考えております。

それから、全体の事業費でございますけれども、現在基本設計がほぼ固まったというところでございますので、一定の実設計計に向かう段階で概算的な事業費というのでも算出は可能かというふうにも思っておりますが、できるだけ速やかにそういった事業費等を算出をしまして、また、お示しをさせていただけたらというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 町有林でございますけれども、今、現在搬出をそれぞれ行っておるんですけれども、まだ全て実績等も上がってきておりませんので、検証等もしておりませんが、大きいものですと42センチとか38センチとかというような材が非常にそれも出てきておるところでございます。実際に、また写真等で確認していただいたらいいのかなというように思っておるところでございます。町有林のほうも、今までの森林整備に係る部分につきましては、国の公有林整備事業を活用しながら、今まで保育を行ってきておりまして、今回も皆伐後ですが、国の森林整備事業の中で経営計画を樹立する中で、再造林についての補助金も活用しながら、また植えていくというような流れになっておるところでございます。伐採につきましては、標準伐期齢というものが決められておりまして、スギ、ヒノキ等につきましては40年が標準的なものと言われておるところでございます。そういったことから、先ほど林野庁の現状と課題という部分もあるんですけれど

ども、山の状態でいろいろと判断できるのかなというように思うんですが、特に今後の課題にはなってきましたけれども、森林環境税がスタートをし、一定、自分でもう経営はしないという方が増えてきますと、町のほうに委託をされるというようなケースが増えてくるかと思います。ただ、経営に適さない森林と経営に適する森林を今後は種別をしていかななくてはならないということになりますので、一定そういった場合に経営に適さない部分の森林等については、そうした長伐期の施策で100年のスギであるとかヒノキであるとかそういった部分にも活用をしていかななくてはならない山も出てくるのかなと。また、自然に、徐々に進行交雑林といいまして、雑木と針葉樹が交ざるような山にも戻していかななくてはならないのかなというように考えておるところでございます。

コスト面については、先ほども町長からございましたけれども、今、町有林の皆伐事業については利用するものが多くあるということで、それを民有林に波及をしていくためにどこでコストを下げているやということを、町有林を使わさせていただいていろいろな技術の継承なりを行っておるところでございます。今後また、さらなるコストダウン等につなげて、それをうまく林家さんの収益につながっていくような取り組みになればということで、現在皆伐の事業を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほど申し上げました業者ですけども、確かに私が申し上げてる南丹市の業者の方は、製材そのものはこっちでやっておられませんが、南丹市で製材をして、それをこっちに運んで商品にしておられる業者です。たぶん組合にも入っておられると思います。なぜその方が地元業者でないのかという理由をお願いしたい。それから、旧瑞穂町の1業者についても、なぜだめなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど町長は見てないとおっしゃっていましたが、平成29年にこれが出てまして、平成23年にも出てまして、平成23年では整備の期間が1年から60年までで循環をするということになってましたけども、平成29年2月のは1年から100年をちょっと超えたぐらいで循環をして、また植林から始めていく。植栽、下刈り、除伐、間伐、主伐と、こういうようにしていくというようになってますのでね、やはりもう少し、儲からなくてもええやないかと、こう町長おっしゃるんですけども、例えば、町長は農業に詳しいと思うんですが、京丹波町の農地のうち、いわゆる利用せずに管理地になつとる面積というのは相当あると思うんですが、把握されてるんですか。その点、一つお聞きをしときたいと思います。

それから、添付資料のことで議運で市場価格の資料を出してほしいと言うてたんですが、それを出してもろてません。ただ、今の説明の中では、あい見積もりをとったとおっしゃってるんですが、あい見積もりをとった資料をなぜ添付しないのか。業者名とかは黒塗りにしておいていただいたら、数字だけわかったらいいんですからね。なぜ、それをするぐらいの親切さがないのか。本当に真剣に審議してるのか。少々の損が出ておかまへんとおっしゃるけども、先ほどから申し上げているとおり、これ極端に言えば町民一人ひとりの税金が損をしているんですよ。そういう自覚がないのかどうか、この点もお聞きをしておきたいと思います。あんまりくどくど言っても仕方ありませんので、この辺でやめますけども、一つ、町長、管理地がどれぐらいあるのか。それから、町民の金で損をしてんのやということがよくわかってるのか、お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 農地の中で保全管理地というのは、180ヘクタールあるというふう聞いておるところでございます。

それから、もう1点の指摘でありますけども、少々損をしてもかまへんというようなことを言っておるんじゃないしに、いろんな面のトータルで、金銭だけの価値でなしにトータルで考えましょうということを私は申し上げておるんでありますんで、金銭だけの話じゃないしにトータルでどうなるかということをもう少し考えていただいたらというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町内業者の関係でございますけども、先ほど来から説明しておりますように、原木の丸太から製材をされている業者ということで、町内に3社しかないというふうに把握をしているところでございます。

それから、設計の予定価格の算定の木材明細の中で市場価格ということで提示をということでございますけれども、この明細書の中の立米当たりの単価という部分で金額を掲載しておりますので、その根拠となりますのが、府内の主要な事業所のほうで、3社から見積もりをとらせていただいて、その金額を参考に算定をしておるということでご説明をさせていただきますので、あえてその見積書まで提示をすることは考えておりません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今、村山議員もおっしゃっておられました、この木材の調達契約の内

訳表ということで、いろいろと出してもらっております。今、説明もらった中で、町有林の搬出部分から大きなものがとれることが今回わかったので、変更して調達するということが金額もあがっているということですが、これ、担い手の育成ということで、一つは大きなメリットとしてあげられてはいるわけですが、この伐採をしたときの経費と売却の話も出てましたけども、これ実際現場を確認したら大きなものがとれる、そういう材が確認できたということですが、そしたら売却代ですけど、補正であがっていましたが、その金額というのは、実際に大きいものがあったということであるのであれば、もっとその金額、売却の代金が上がるのではないかなと思うんですが、その点についてちょっと確認をさせていただきたいのと。

あと、これ前回の9月の補正のときには、全体の事業費が1,600万円だったんですけど、今回、この3,376万7,280円ということで、前回の補正は、これが2倍になるということで、金額的には3,300万円近くになったわけですが、これは、そしたら30年度は1,000立方メートルですか、伐採をするということでありましたし、31年度は1,400立方メートルを皆伐するというものでありましたが、この今回の3,376万7,280円の調達契約っていうことは、1,000立方メートルの30年度分全てのそういうものになるのか、お聞きをしておきたい。ちょっと質問の内容がわかりにくいかわかりませんが、お聞きをしたいのと。

それから、この調達表に集成材ラミナと、それから構造用製材ということで、構造用製材は乾燥がされているということですが、この集成材ラミナっていうのは未乾燥、粗挽き製材ということですが、このラミナの分は乾燥しなくてもいいのかどうか、お聞きしたいのと。

それから、町内3業者が落札されたということですが、それぞれこの業者の方は乾燥施設があってそういう仕事をされるということなのか。また、その乾燥ですけども、低温乾燥とか高温乾燥とか、蒸気で乾燥するというか、なんかいろいろあるようですけども、町内業者の皆さんのそういう乾燥の仕方というのは、どういう仕方をされるのかということになります。実際のあれより5ミリ大きめのそういう寸法にしているというのは、乾燥によるそういう縮みというか、そういうものも含んだものになっているんじゃないかと思いますが、その点についてもお聞きしておきます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、材の販売の関係でございますけれども、9月の補正時

でも改めて2.5ヘクタールを皆伐するというところで、補正をお願いさせていただいたところがございます。本年度当初予算で約2.5ヘクタールの皆伐の予算のほうは計上をさせていただいております。改めまして9月にまた2.5ヘクタールの皆伐をお願いさせていただきまして、全ての材が用材に使えるわけではございませんので、一定、山土場とか、それからストックヤードで材の種別をいたしまして、そこから使えるもんだけをこの庁舎建設のほうにお願いするというところで考えておるところでございます。昨年も皆伐事業をやっておりますので、平均的な単価で予算のほうは計上をさせていただいております。すけども、大体、立米当たり1万4,000円ぐらいで計算をさせていただいております。中には、少し大きいものもございまして、よいものについては市場のほうに回させていただいたりとか、それから悪い色が付いたものとか、虫が入ったようなものについては、バイオマスの燃料に回したりとかということで、実際に皆伐をする分からは、大体、約2回の主伐で約920立米ぐらいの用材がとれるのではないかなということで計画をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回、木材明細書ということで、本日、資料として別途お渡しをしておりますけれども、これにつきましては、今回の契約のもとになります材を示したものでありまして、補正予算におきまして計上させていただいておりますのは1回当たりの搬出ということで計画をしておいたもので、それぞれ2回というか、金額についても2回分ということで予算計上をさせていただいております。材のほうにつきましてもそれを2倍していただくということで、今回の木材の明細書と比較をしていただけるものというふうに思っております。調達します材の量につきましても、予算で計上させていただいたものと大きくは変更していないという状況でございます。

それから、集成材のラミナにつきましては、未乾燥ということでございますけれども、集成材につきましては、現段階で乾燥をさせてから加工する、集成をするという形ではなくて、実際に材を合わせる、集成をする段階で乾燥をさせるという、そういう仕組みと申しますか、そういうことになっておりますので、その前段階ということですので、乾燥をしない、粗の材で調達をするということになっております。

それから、それぞれここに明細等にもあがっております材については5ミリ大きめ、最終的には仕上げの削りがあって製品となりますので、その前段階です。粗仕上げというか、粗削りの段階での木材の調達となってまいりますので、材については、それぞれ5ミリ、

サイズが大きい材で調達をするものでございます。

それから、町内の3業者でございますけども、乾燥施設というものは所有しておりませんので、乾燥となりますと他の場所でということになるというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そしたら、今答弁いただきましたように、よい木材は市場へ出しとるということで、まあ言えば市場に出さない、一段低いものを町の庁舎施設の材料として使うということになっているのかということと。

それから、この3、300万円分、先行調達するということではありますが、そうすれば、あとどのぐらいの製材材料を必要とするのか、あわせてお聞きしておきたいのと。

以上、お聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まずは、木材の関係ですが、決してその悪いもんを使ってるんではなくて、とる柱の大きさによりまして、例えば先ほど示したような27センチぐらいのものをとるんやったら、大体この末口が32センチ、それよりも大きいものについては、それを使いますと余計また端材が出たりとかロスが出ますので、大体とる柱に応じて末口の大きさを分別をしながら、それよりも大きいものについては市場のほうに持って行っておるといような形で仕分けを行っております。

すみません。先ほど、乾燥機の話があったんですけども、町内では丸和木材さんに乾燥機がございます。ちょっと方式は、詳細については、今持ち合わせておりませんのでわかりませんが、それと、日新製材さんも乾燥機のほうはお持ちになっております。

以上でございます。すみません。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 同じような質問になるかと思うんですけども、基本計画どおりするということではありますが、総合的に予算総額というのか、概算を今後出すということをおっしゃいましたが、今後増えるというような予想というのか、そういうことがあるのかどうか、見通しはどのように考えておられるのか。課長が最初説明の中で、そういった搬出経費が増えてきている中で、コスト削減も目指すということもおっしゃいましたが、具体的にどのようなこと、どの部分でコスト削減を考えておられるのかということをお伺いしたいのと。

先ほど、この集成材の関係なんですけれども、4、150本ということで、乾燥は集成し

た際に乾燥するということではありますが、これは梁に使うんですね。G 5 4 と G 6 0、G 6 0 a と。強度的には問題がないのかどうかちょっとお聞きしたいのと。この図面の中、この青い部分で示されておりますが、どのようにこの大きさにするというのがもう一つ想像ができないので、大変小さい製材を何ぼか組み合わせてされるのかどうか、ちょっとその点だけお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず初めに、東議員の質問の中で、今後の材の調達の問題を聞かれておまして、ちょっと答弁をしておりませんでした。計画にも載っておりますように、30年度で原木にして約1,000立米、それから31年度で1,400立米ということで、予定として現在のところ上げているところでございます。

それから、事業費でございますけれども、今、基本設計のほぼ完成前ということでもありますし、これから実施設計に入るわけですので、事業費につきましても今後算定がされるというふうにも思っておりますし、できる限り早い段階で一定の額もお示しできたらというふうにも思っております。

その搬出等のコストによって事業費が上がるかというようなご質問やったかと思うんですけども、町有林の皆伐等の材の搬出の段階というのは、町有林の関係でございまして、そちらの搬出にかかりますコスト等というものがこちらの新庁舎の建設に関わってくるものではないというふうにも考えておまして、あくまでも新庁舎は今回のJ Vを組んでいただいた企業体から材を購入して加工等をしていただくということで考えているところでございますので、それによって事業費が上がったりということもないというふうに考えております。また、集成のラミナ材でございますけれども、この図面のほうにも書いてありますように、一定の材を集めた形、2枚なり3枚重ねた形での集成材を作成する予定としております。それと、柱が細かく入っているところには通常材を使って、どうしても執務室でも柱が入らないようなところについては、スパンの長い材を使うということにしておりますので、そこでラミナ材、集成材という手法で材を重ね合わせて長い梁をつくるということで対応しようとしております。その強度につきましてもJ A S規格に対応したものであるということで、一定の強度が保たれる製品を使用させていただくというものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もちょうと何点か伺っておきたいんですが、1つは提案になっております第72号の契約の相手方の関係なんですが、住所が「升谷川岸9番地」とこうな

つとります。資料3では、その住所を見ますと「河岸9」で止まっております。公式に、いろんなことを届ける場合には、番地があるのとないのとでは大きく違いますし、例えば法務局に行って申請したかて、なければ出ません。これ、どっちが正確かというたら、当然、第72号の議案書かと思うんですけども、それにしてもどうなのかというのが1つ。

それから、資料で付けてもらっておりますので議案書ではありませんけども、しかし、それにしても、住所が全然違う業者の方がおられるんですね。いわゆる「本庄」ということでこの資料に出てますけども、いろんな資料を見ますと、自宅のほうが会社登録をされとるということになっとるんですが、資料では「本庄11番地」ということになっておりますが、これも不正確じゃないかと思うんですが、構成員でございますんで、その点についても、はっきりさせておくべきではないかと。どれが正しいのかというように思うんですけども、いろんな公式の文書といいますか、資料を見てもいろいろなところがありますけども、しかし商業登記をされとる住所が正式ではないかと思うので、その点ちょっと伺っておきたいというのと。

それから、先ほど来ております3社の中の日新製材というのんですが、確かに「角」に工場があるようでございますけども、外側に大きい字で見えるのは「藤田木材株式会社」ということになっておりますけども、その建物が日新製材所というように聞いたんですけど、今、町内業者ということを言われました。京都府木材組合連合会の名簿を見ても日新製材さんは亀岡市の木材協同組合に登録をされております。本社は亀岡市ですんで、当然この割合からいうたら33%の分が利益としてそこにいくわけでございますので、所得としては亀岡市にいつてしまうということになるんです。だから、町の財源を使ってやるとい、まして、いろいろ趣旨からいうと町内業者ということを強く言われておるわけでございますし、やはりそういう点では、京丹波町にしっかり住所があつて、代表者なりが居て、例えばそこに営業所があつて、京丹波町に納税してもらおうという、そういう業者を私は選定すべきじゃないかと思うんですけども、その点についての見解を1点伺っておきたいというように思います。

もう1つは、随契の関係なんですけども、先ほど、あい見積もりを3社からとつたということですが、その業者や数字については示せないということでございますけども、30年度で、資料でありましたように、梁をこのように確保すると。31年度は、柱を確保するんじゃないかと思うんですけども、1,400立米を原木として確保するということになっておりますから。ほんなら、これも今の提案されとる趣旨からすれば、今回と同じように随契ですということになると思うんですね。こんなことが本当にいいのかどうかということ

を町民的にも非常に不信を抱くんじゃないかと思うんですけども。今回だけじゃなしに当然この提案の趣旨からすれば、次の31年度も随契であるということになるかと思うんですけども、その点について伺っておきたいというように思います。

とりあえず、それだけ聞いておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、契約の相手方の住所でございますけども、議案書に書かれております「升谷川岸9番地」というのが正しいものでございまして、資料3の随意契約の理由書ですけども、こちらのほう「河岸9」ということで止まっております。表記の仕方としましては、番地ということで最後まで入れる必要があると思っております。あくまでも説明のための参考資料ということで添付をさしていただいておりますものでございまして、今後改めていきたいというふうに考えております。

それから、同じく資料1ですけども、構成員の2番目で梅原木材株式会社さん、小字が抜けております。「京丹波町本庄」の後に「立円」というのが小字の地名になってございまして、これが抜けております。住所の誤りにつきましては以上でございます。

それから、この企業体を結成されております3つの業者でございますけども、先ほども申し上げておりましたように、町内に製材所なりを構えている事業所ということで選択をさせていただいているところでございまして、南丹木材業組合あるいは亀岡市の木材協同業組合に加盟している町内の事業所ということでの判断でございます。本来、言われましたように、町内業者ということであれば、当然町内業者で組織をするというのがあるかもわかりませんが、一定、町内に事業所もあり、また、特殊なといいますか、集成材に関しても技術的な部分もお持ちでありますので、そういったところで木材の調達に係りますワーキング会議等においても出席をいただいて、いろいろご意見等もいただきながら今後の京丹波町の森林林業という部分についていろいろと協議をしているという状況もございまして、そういったことも含めまして、町内での事業所という形での整理とさせていただきます。

それから、今回、随意契約という形で行っておりますし、次年度の材の調達につきましても、随意契約という形で進めていきたいというふうには思っております。何回も繰り返すことになりますけれども、本町の森林資源の有効活用という部分とか循環型の持続、そういったところの観点等もございまして、一定そういう技術、ノウハウを持った事業者と契約をすることで、さらにその精度も上げていくというような、ノウハウ等も蓄積をされるというようなことを大きな目的としておりますので、競争入札に付すことなく、随意契約で対

応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 共同企業体の構成員の梅原木材さんの場合、この企業情報というのを見ますと、いわゆる法人番号も書いてあるやつですが、事務所の所在地というのんは、「市場前橋65番地」になってるんです。これは株式会社でございますので、当然それがここに出てかんなんと思うんですけども、この場所は工場だと思うんですけども、この辺は、どういう解釈をすればいいのか。企業ですんで、当然企業として登記をされとると思います。そこが、当然この資料に記載があるべきだと、こう思います。その点、ちょっと見解を伺っておきたいと思ひますし、丸和木材さんについても、先ほど課長からありました京都府の木材組合連合会の名簿を見ますと、丸和木材さんの住所は「上子来」になっておるんですね。ただ、今、議案書にあるのが「川岸」ですが、ちょっとその辺が、いろいろな情報、資料を見ますと、どれが正確なのかかわからないという面もありますので、やはりその辺はきちっと精査されて提案されとると、資料としても出されとると思うんですけども、そういう面では、随意契約の理由書を資料だということを言われましたけども、当然これは正確に、番地だったら番地をちゃんと入れたものを資料として提出するというのが基本だと思うんですけども、ちょっとその点について改めて伺っておきたいというのと。

それから、先ほど日新製材については、いろいろなワーキングに参加してもらっているとか、協力してもらっているということでございますけど、例えば、このJVですね、これまでいろんな建物を建てたりする場合に、今ありましたように、そういう技術を学ぶとかというようなことも含めて、町内の業者と町外の業者と組んでJVというのがこれまで多かったです。だから、そういうような形で入札をして、JVにはそういう形で指導したということであれば、技術を継承するといいますか、そこから学ぶといいますか、そういうことも言えると思うんですけども。今言われるように、それぞれ町内の業者であればわかっておると思うんですけどね。そういうことで、いわゆる技術の向上とか継承とかいうことを言われましたけども、その辺はもう少し明確にしておくべきじゃないかと思うんですけども、その辺をもう一度改めて伺っておきたいというように思うわけでございます。

それから、31年度もこの同じように随契ということでございますけども、こういう形で随契をされるということになりますと、やっぱり基本的なものをしっかりつくっておいて随契のあり方をはっきりさせておかんと、その時々判断でやるということでは、非常に不信を町民的にも抱くものでありますので、その点ではもう少ししっかりしたそういう指

針といいますか、そういうものに基づいた取り組みをするべきだと思うんですね。

また、先ほど言われておりましたこの資料ですね。今日も朝に配付をしてもらったんですけども、当然、これ議案書と一緒に添付資料として配付をしていただくと。それに基づいて我々議員も調査研究ということもできるわけでございますから、やっぱりそういう姿勢というのはとられておると思うんですけども、改めてその辺の考え方についても伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、企業体でございますけれども、もとになります企業体の協定書におきましては、今、資料で示しております住所地によって構成がなされておりますので、その協定書に基づいての明示であるというふうに考えております。

それから、JVに関しましては、大きな工事ですと町外業者と町内業者ということでJVを組まれる場合が大半でございますけれども、木材の調達ということで、新たな分野といいますか、そういったところもありますし、また、町内業者の育成あるいは持つておられますノウハウ、知識等を十分に活用ができるということのもとで企業体を結成いただいて事業をお願いするというものでもございます。

それから、次年度以降の契約の形態でございますけれども、一定、今回実施をさせていただいた中で、いろいろと課題等も出てくることもあろうかと思いますが、何よりもまずは地元の企業の方々がしっかりと今回の木材の調達に係りまして、技術力なりを結集いただいて、しっかりと対応をいただくということが第一かというふうに考えております。そうした中でさらなるものが以降にもまた活かされるのではないかというふうにも考えておりますので、一定、現在の取り組み方というのを今後も継承をしていきたいというふうに考えております。

それから、本日になりまして新たな資料を提出をさせていただきました。議案の審査をされる際の参考ということでありますので、今後におきまして、できるだけわかりやすい資料を事前に提出なり、議案書と一緒に配付をさせていただいて、議員におかれましても研究等もいただけたらというように思っておりますので、今後十分注意をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 住所の問題は、やっぱりもっと正確にすべきだというように申し上げておきます。それぞれ会社でございますので、例えば商業謄本をこの住所であげても出

ないと。こんなことでは、本来あるべきものではございませんので、やっぱり基本的なことだと思ふんですね。そういう住所の問題を含めて。やっぱり町民が、町に対していろんな正式な請求をする場合には、番地が入ってへんだけで却下ですわ。それぐらいのもんですんで、やっぱり行政として、公文書として、その辺はしっかりしておくべきだという点も指摘をしておきたいと思ふます。これは、書類の不備だということを申し上げておきたいと思ふます。

それから、乾燥の問題なんですけども、当然、生木といいますか、伐採してきた木を乾燥するということになりますと、当然木によっては、その乾燥の仕方もあるようでございませう。やっぱり歪むちゅう問題もありますし、そのものでもつかどうかという問題も当然出てくると思ふんですけども、その辺のその材の確保の問題というのは、特段乾燥の仕方によって大きく違うというように聞きますし、また耐久性の問題、そういうものもあるようでございませう。やっぱり高温でやると、木の芯の部分の水分が急激に蒸発して、非常にもろくなるということも指摘されておるわけございませう。最近は低温乾燥というようなものもあるようでございませうんですけども、その辺についても十分な研究をして、指導すべきだと思ふんですけども。今、先ほど日新さんなり、丸和さんには乾燥機があるということございませうけども、やっぱりそれについても正確にしっかりつかんで、どういう乾燥の仕方、その乾燥が本当に材にとってどういう影響があるのかということまでしっかり確認をしておくべきだと。京都府のトレーニングセンターでは、歪むとかヒビが入るとか、そういう指摘もあったわけございませうので、そういうことにならないようにするためにはどうするかということも、しっかりしておくべきだと思ふんですけども。その辺については、どのように考えておられるのかということと。

それから、業者の育成ということ、新たな業者が生まれるということであれば、確かに育成ということになりますけども、3社が買い切りということになってしまいますので、逆に言えば、やっぱり31年度も保障するということになりかねませう。そういう点では、こういうものは、莫大な費用を、町民の税金を使ってやろうということございませうので、やっぱりしっかり町民が納得できる、競争入札をしていくべきだという点も申し上げて、もう一度、その考え方を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 住所の記載につきましては、今後、正確を期していきたいと考えております。

また、乾燥施設の方式等につきましても、十分な調査もできていないというのが状況で

ございまして、私のほうが十分把握ができていないということでもございまして。乾燥の方法等につきましては、設計業者もいますし、お世話になります企業体のそれぞれ事業者さんとも調整の上で、しっかりと対応ができるように進めてまいりたいと考えております。

それと、事業者の育成も含めた中での随意契約ということでございまして、今ある事業者におきまして、やっぱり技術を伸ばしていただくというのは、今後のまちのためにもなるというふうにも思っておりますので、そういったところも含めまして、今後対応等もまた検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今日いただきました木材明細書のことについて、お聞きするわけですが、一番大きい125ミリ掛け365ミリについては、立米単価が11万円であります。売却については、立米当たり1万4,000円ということでありました。この1万4,000円ですけど、これ1本当たりにするといくらぐらいになるのか、わかっておりましたらお聞きしておきたいと思っております。

それから、いろいろと町有林で試行をしてみて、民有林に対するそういう皆伐でありましたり、林家が皆伐でありましたり、もっと山に意欲をもっといただけるようにということにしたいということでありましたけれども、やはり村山議員のほうからもありましたけれども、林家が山に意欲がないということではなくて、やっぱり1本当たりの売却単価が安いということがあって、国は、もっとみんなに意欲をもってもらえるように補助金もつけて来年度から皆伐を進めていくということでもありますけれども、実際はこのままでいきましたら、売却の値段は安いけれども、補助金をもらって林家が皆伐を進めていくというふうな、そういう国の施策にも思えるので、こういう方法ではなしに、やっぱり今先ほどもおっしゃっておられましたように、60年期がその伐採期ではなしに、そこからまた木材の価値が上がっていくということを基本にして、間伐をもっと進めていって、町長が言われましたように、災害のときに木が倒木するとかそういうことにならないように、そういう方向に町も進めていくほうがよいのではないかと思いますけれども、国一辺倒ではやっぱり全ての山が皆伐一色に進んでいくということにもなるので、そういうふうなやり方はやっぱり間違いではないかなというふうに思っておりますし、そして、そういうふうな皆伐することによって、全国的にも土砂災害とかそういうふうになっておって、環境面でもやっぱりそれは反対な方向だと山田議員がおっしゃっておられましたように、反対の方向にいらっていると私も思っております。もっと林家がそれこそ恩恵を受けるようなそういう

方策を進めていっていただきたいなというふうに思っております。具体的には、その1本当たりの単価はいくらなのかということ、いろいろ言いましたけれども、含めて、それをお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、1本当たりの単価ですが、仮に末口が32センチぐらいで4メートルものにしますと、大体堆積が0.41立米ぐらいになりまして、平均的な市場価格でいきますと1万5,000円、ものにもよるので、ここはちょっとはっきりしたことは言えませんけれども、そうなりますと、大体1本当たり6,150円ぐらいになるかというように思います。これは、あくまでも今調べた市場の単価で計算をしておりますので。あと、材の質ですね。その品質によって、若干単価のほうは上がり下がりがございますので、その辺のところは、また考慮をいただけたらというように思っておりますのでございます。

森林施策でございますけれども、国のほうの森林環境税のお話も、皆伐をせいというのではなくて、やはり森林を守るために一定のところは新たな意欲ある林業経営体に預けて、そこが森林を管理して行って、伐期がきたものについてはその林業経営体が皆伐をしたりとかということをして、出たお金については、費用面を差し引いて残りの分が林家に入るような仕組みになります。31年度からは、森林環境譲与税ということで一定、各市町村なり京都府のほうにもおりてくるんですけれども、そういったお金については、町で林業施策、担い手の育成でありますとか、それから森林整備等に活用してくださいねということになっております。国のいうておるので一番怖いのは、林業経営を行わない森林のこと。一応町のほうもそれぞれ地域割りをして、「これからあなたの山をどうされますか」というような意向調査をせんなんことになっております。意向調査を行った結果、「私はもう林業経営をやりませんよ。町さんお願いします」って言うて、町のほうへどんどんそういう山が出てくるのが、一番町としては、今現在危惧をしておるところでございますので、いきなり全部を皆伐にもっていくというわけではなくて、やっぱり利用できるものについては林業経営の中で皆伐を進めていっていただいて、林家に少しでもお金が残るような仕組みづくりのために、今町有林を切らせていただいて、その伐採に係るコストを少しでも下げていくような取り組みができひんかということで、町有林のほうも皆伐をさせていただいておりますので、山によっては、路網整備もできてない所については、なかなか材を出すんにも費用的なもんもかかりますので、そういったところについては、先ほども申し上げましたように、針葉樹と広葉樹に自然にだんだん戻していくような形で

ありますとか、長伐期の施策で、例えば100年のものであるとか、そういった山をつくっていかんなん所も出てくるのかなということで、今後はそういう林業経営に適した所と適さない所の仕分けが必要になってくるのではないかなというように考えておるところでございます。

間伐施業も、京丹波町では、森林組合を中心にそれぞれ地域で経営計画を樹立をいただいて、間伐施業のほうも行っていただいております。現在、約36団地、経営計画のほうも結んでいただいて、徐々にですけども間伐施業を進めていただいております。特に、新聞等でもありますように、災害時の流れ木の関係とかがございますので、できるだけ搬出をいただくような形でも進めておりますし、町のほうといたしましても、間伐材の利用促進ということで、瑞穂農林を初め、バイオマスの燃料用でありましたり、それから合板にもっていくようなものでありましても助成をしていくような格好も進めておるところでございます。以前ですと、切捨て間伐で、そのまま切っただけで放置っていうようなことが多かったんですけども、今現在は、切捨ての所でも流れ木にならないようにしっかりと横に、等高線に合わせて流れていかんような形で間伐の施業も行っていただいております。いずれにしましても間伐等、それから皆伐につきましても、林家の所得が増えるというところが一様に重要なところでございますので、その辺のところも今後ますます研究をしながら林業施策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第72号につきまして、次の3点を指摘して、反対討論いたします。

まず、1点目は、今回60年ものの山林を伐採するわけでございますが、その結果、伐採出材費用とそのことによって入る売却代金、立木代金において140万円余りの赤字になります。加えまして、町民が手塩をかけて育ててきた苗木代とか、下刈り代、それから枝打ち代、それから間伐の費用等は全く返ってこないというような状態になる。こういう事業で将来育林意欲が生じてくるとは到底思えませんし、また、今回140万円余りの赤字でございますが、この分は当然のことながら町民の税金を使うことになります。加えて、いわゆる主伐したら、また植林をしなければなりません、その費用もこれからかかって

くるわけでした、それがまた次60年後に切ったら、それも何も実って返ってこない、
このようなことで、新庁舎を建てることによって、この林業育成のものになるという
ようなことは到底思えないし、赤字になることを1つ。

それから、もう1点は、今回、重なりますけども、町有林を伐採して、その用材として利
用することによって、今後林業家の造林意欲、育林意欲を上げ、後継者づくりができ、ま
ちの豊かな森林が守れるというようにうたっておりますが、到底こんなことにはならない
ケースだと思います。こういうことをモデルだという旗印にして、進められることについ
ては、私は、納得ができないということから反対をします。

それから、3つ目は、契約についてでございます。先ほどから私以外の人が質問をされま
して、その契約資料っていうんですか、代表者及び構成員の住所とかそういうものが非常
に不明確でございます。指摘はなかったですけども、このヘッドの方の「かわ」は2通り
あります。三本がわ（川）とさんずいへんのかわ（河）と。どちらが正しいのかも何もお
話がなかったんですけども、やはり契約というのは法的行為ですから、ちゃんとした、い
わゆる法的資格のある、いわゆる個人か法人かがするべきものでありますが、こういう曖
昧な契約住所になっているということは契約として認められないし、非常に安易である
というように思います。

その次に地元業者で随意契約をされましたけども、この随意契約をすることが、町民のた
めに本当にいいのかどうか、町民にとって大事な税金が、本当に有効に利用されている
のかどうか、疑問に思う点です。

それから、契約の中の3点目は、この契約の金額と予算金額が99.6%と私は言ったん
ですが、課長は99.7%とおっしゃってました。どちらにしても100%に近いです。
この契約の内容の内訳を見ますと、いただいた資料では、当初予算の数値、いわゆる量と
かいろんな意味で、契約の内訳書と予算書の内訳書の数値等に不都合がありまして、一貫
性がなく、どういう契約になったんか、極端に言えば、予算額がこんだけですから、こん
だけの範囲内の契約にしたいというようなことで進んだんではないかなと思わせるような
契約になってること。

それから、4点目は、新庁舎建設については、町長は、ずっとその費用を縮減するという
ことを1つの目標にされて、機会があるごとに、身の丈にあった庁舎を建てるために、経
費をできるだけ節減して新庁舎を建設したいと、こうおっしゃってるんですが、このよ
うな内容の契約をされるということでは、到底私はそういう費用の縮減を第一としている
というような話と一致しないというように思います。

この点を指摘しまして、私は本議案に反対といたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに、討論ありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております、第72号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、反対の立場から討論を行います。

提案の理由は、構造を木造と鉄筋コンクリート造の複合構造として、このうち木材の調達には原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の行程があり、長期間を要することから木材調達を先行して行うもの、また、新庁舎整備事業を契機として、町内産木材活用のモデルとして、1つには生産者などの森づくりの意欲の拡大や、森林林業分野の担い手の育成、技術の継承を高めることを目的として製材業者としてのノウハウを持つ町内3業者で構成された共同企業体と随意契約を締結するものとされております。新庁舎は、10年後、20年後の京丹波町のまちづくりを考えた人口規模や財政規模に見合った庁舎の規模にすべきであります。町民が先の選挙で示したのは、新庁舎建設は、京丹波町の身の丈にあった庁舎にするということであります。提案をされております木材調達の方法は随意契約方式ですが、町民の血税を使う新庁舎建設事業は、町内産木材を使用することや、公共事業は生産者などの森づくり意欲の拡大、担い手の育成と技術継承を高めることを理由としても、結果として一部の業者に受援を図ることになりかねません。しかも、平成31年度も同じ方法ということでありますので納得できません。競争入札とすべきであります。

また、木材の調達には、原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の行程があり、長期間を要することも理由としておりますが、第三者からの見積もりも公表するなど、町民が納得できるようにすべきであります。

また、本日資料として配付されました木材調達契約（内訳表）についても、当然議案と一緒に配付すべきであります。内容の検討もできません。そういった情報の公開をもっと早くするのは当然のことであります。木造建築で一部を鉄筋コンクリートにするということで、建築単価の比較など、最も有利な方法として木材建築としたのかも明らかにすべきであります。もちろん、町内産木材を使うということについては、異論はありません。新庁舎の建設について、議会では、特別委員会でもいろいろ議論をしている中でありますし、また、基本設計案へのパブリックコメントで町民の声を聞いている中で、先ほどもありましたが、24日、今日が締め切りであります。このときに木材調達の契約の提案は、新庁舎建設を基本設計案どおりに進めていくというもので、これでは既成事実を積み上げて、

事業費の総額も最後にわかるようなやり方になるのではないか。経費、費用、節減や削減、見直しなども曖昧であり、周辺整備も含めて、費用が膨らむことは明らかであります。総事業費を決めて取り組むべきであります。新庁舎建設は、京丹波町の財政規模、人口規模などに合った、身の丈に合った規模と事業費での建設をすべきこと。また、周辺部にこそ光をあてる施策を基本にした新庁舎建設とすべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号 平成30年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案73号 京丹波町営土地改良事業の施行についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、今回提案になっております町営土地改良事業の施行については、7件の事業を実施するという事になっておるんですが、7月の豪雨、また、台風21号などのいわゆるそういうことにより甚大な被害を受けた農地、農業施設もたくさんあるわけですが、この土地改良事業として実施するという基準というのは、どういうことを基準にしているのか。今回7件があがっているわけですが、その点について、基本的なことを伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回の国の事業を活用いたしまして、復旧工事を行うものにつきましては事業費が決められております。40万円以上ということになっておりまして、そうした中で、7月豪雨によりまして、特に大きな災害を受けた所は、国の査定を受けさせていただきまして、決定をしているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） そうしますと、国の基準で40万円以上のものということでございますので、今回提案になっております7件以外には、農地や農業用施設で40万円以上の

ものはなかったと、そういうことでいいのかどうか、改めてもう一度伺っておきたいと思っています。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 金額的には40万円以上のものも、町の単費事業として補助金申請のほうをいただいております。特に、農地の畦畔等につきましては、畦までとんでしもて、向こうの、1つ上の田の耕土の部分が崩れておらんとあかんというような条件があったりとか、いろんな、さまざまな要件もございますので、実際には災害事業にかからないものもございます。そうしたことから、前の臨時会でもお願いをしておりますけれども、そうした災害事業にかからないものにつきましては、町の単費事業で申請を受けておるといような状況でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう1点伺っておきたいと思うんですけども、今回、復旧事業の中で、いわゆる田の復旧というのが5つあるんです。こういう今の農業情勢の中で、また、高齢化の中で、なかなか農業を続けていこうというのは大変なことなんですけども、いわゆる所有者の意思の確認とか、それから何か届け出をせんなんとか、そういうものは必要ないのかどうか。いや、引き続いてやりますということだけで、国のそういう補助金をクリアできると、こういうことなのかどうか、ちょっとあわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 一定、国のほうでは、査定を受けるに当たりまして、個人からのそういったことを確認するという事はないんですけども、町といたしましては、所有者さんに対しまして、災害が発生した農地について復旧をされますかということで、意思の確認をさせていただいております。詳細に申しますと、上乙見地区では、実際のところ、30筆の災害があったところではございますけれども、実際に直す筆につきましては、13筆ということで意思の確認をいただいております。特に、上乙見地内、圃場整備ができていない農地が非常に多くございまして、それと、一番下の家のちょっと下ぐらいになるんですが、その辺、河川のすぐ隣でありまして、また上から山が崩れて、土砂が流入したり、河川からの流入もあわせてですけども、圃場整備もされてない田んぼが非常に被害を受けたということで、そうした条件の中からの復旧はちょっと無理であろうということで、復旧されない農地もあります。あとの塩谷につきましては、全て共同作業で行ってございました農地でしたので、そのまま復旧はさしていくん

ですけれども、上乙見については、現状、そういった状況もございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ちょっとしつこい質問になるかも知れませんが、これ今回は、激甚関係の補助適用ということで、40万円以上ということではありますが、ここに上がっているだけしか該当しなかったと。もう1回確認ですけれども、ほかのものはないということですか。それが、1点と。

それから、最終的に受益者負担でいうのは、いくらになるのか、お聞きしておきたいと思っています。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 実際に査定にかかるものにつきましては、今回、ここに上げさせていただいておるものと、ほかに実際にかかりそうなどという微妙なところの部分もあったんですけれども、業者の関係でありますとか、それから特に災害がほかの市町村とかも多く発生しましたので、業者の確保という部分も難しいというところもありまして、全てのところが災害の査定を受けられるということではちょっとなかったもので、ほかにも該当しそうなものはあったところがございます。その分につきましては、9割補助で、申請をいただいて、町の事業を活用していただいて、復旧をいただくということでしております。今現在この資料のほう付けさせていただいておりますけれども、資金計画資料のところ補助金なり一般財源、地元負担ということで、今現在の状況で書いております。国の補助金については、今63%ぐらいの補助率で書いておりますけれども、激甚災害でございますので、今後、増額申請を行いまして、補助金の額を確定させていただくということで、実際には、これ今、予測になるんですけれども、補助金が約96%ぐらいになって、地元負担は4%ぐらいになるのかなというような予測でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 京丹波町営土地改良事業の施行について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成30年第3回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

なお、このあと午後1時30分から新庁舎建設特別委員会が開催されます。委員の皆様にはご苦勞様ですが、この場にてよろしく申し上げます。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午後 0時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 鈴木 利明

〃 署名議員 岩田 恵一